

第4章

市民の暮らしを支える快適で 笑顔あふれる安全なまちづくり

都市基盤

1節 円滑に移動できる交通環境を整備します

1. 公共交通の充実による生活の足の確保
2. 円滑な交流を支える道路網の構築

2節 暮らしやすさを実感できる魅力ある都市基盤を整備します

1. 移住・定住の促進
2. 安全で快適な魅力ある都市基盤の整備
3. 魅力ある計画的なまちづくりの推進

3節 災害に強く安全・安心なまちづくりを推進します

1. 災害に備えた対策
2. 地域防災力の強化
3. 消防体制の充実

4節 市民の暮らしを守る社会をつくれます

1. 交通安全の推進
2. 防犯体制の強化
3. 暮らしの安全確保

4-1-1 公共交通の充実による生活の足の確保

現状・課題

■ 本市では、高齢者の増加に伴い、生活の足としての公共交通が必要不可欠と考えられる一方、公共交通の利用者は低迷しており、民間事業者の経営努力と行政の支援により路線を維持している状況にあります。

将来的には高齢化の進行に伴い、公共交通のニーズがさらに高まるとともに、利用者の行動パターンがますます多様化することが予想されることから、今後、市民ニーズに対応するとともに、地域間の交流を促進する持続可能な公共交通の構築が必要です。

■ 本市は、J R北陸本線に4駅を有しており、通勤・通学の利用を中心とした多くの利用があります。

松任駅は、本市の玄関口として、また、在来線と北陸新幹線をアクセスする駅として、周辺地域における都市機能のさらなる充実が求められています。

さらに、平成34年度に迎える北陸新幹線金沢・敦賀間の開業と同時に在来線は第3セクターへ移管され、特急列車が廃止されるなど広域交通の利便性の低下が懸念されます。

このほか、北陸鉄道石川線は、鶴来地域や白山ろく地域の通勤・通学に寄与するとともに、優良宅地の形成にも大きく貢献してきましたが、近年は利用者の減少が著しく、将来の路線維持は厳しい状況にあり、鉄道の利便性向上と利用促進が課題となっています。

■ 都市構造の変化や市民ニーズの多様化、白山ろく地域における人口減少等により、コミュニティバスの利用者が伸び悩んでいるルート・便が生じています。

このため、利便性を確保しつつ、効率的な運行による持続可能な公共交通の実現が課題となっています。

基本的方向

1. 公共交通ネットワークの強化

地域公共交通協議会を設立し、「白山市地域公共交通網形成計画」や「地域公共交通網再編実施計画」の策定に向けて取り組みます。

また、北陸新幹線やJ R北陸本線の二次交通の利便性向上を図り、目的地まで容易に移動できるよう近隣自治体と連携した、広域的な公共交通網の構築及び利用促進を図るとともに、コミュニティバスの相互乗り入れについて協議します。

2. 鉄道の利便性向上と利用促進

北陸新幹線については、市民生活に支障が出ないことを最優先に、金沢・敦賀間の開業に向けた事業を県とともに支援します。

また、J R北陸本線については、第3セクター化に向け、運行事業者に対して利便性の維持・向上を働きかけるとともに、(仮称)西松任駅の建設に取り組みます。

このほか、北陸鉄道石川線については、路線を維持するための支援を継続するとともに、公共交通の利用促進と鶴来駅周辺での市街地への誘導を図るための道路整備と併せ、運行业者をはじめとした関係機関と協議し、駅機能の強化を図ります。

3. 生活バスの利便性向上と利用促進

利用者のニーズを把握し、利用しやすく、効率的な運行体系の確立に努めるとともに、運行事業者に対する支援を継続し、路線の維持・充実を図ります。

また、運賃収入を確保するため、利用促進を図るとともに、コミュニティバスについては、運賃体系の見直しを検討します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 公共交通ネットワークの強化	★ 地域公共交通網形成計画の策定	→	→	市、国、県、市民、 運行事業者
	地域公共交通網再編実施計画の検討	→	→	市、国、県、市民、 運行事業者
	★ 地域公共交通協議会の設立	→	→	市、国、県、市民、 運行事業者
	★ 二次交通網の利用促進	→	→	市、市民、運行事業者
	コミュニティバスの相互乗り入れ	→	→	市、近隣自治体
2. 鉄道の利便性向上と 利用促進	★ 北陸新幹線整備の促進と環境対策	→	→	市、県、鉄道・運輸機構
	★ 在来線（仮称）西松任駅整備及び道路網の整備	→	→	市、国、県、市民、運行事業者、 区画整理組合
	★ 並行在来線の利便性の維持・向上	→	→	市、県、市民、運行事業者
	★ 石川線の利用促進及び鶴来駅の機能強化	→	→	市、県、市民、沿線自治体
3. 生活バスの利便性向上 と利用促進	★ 生活バス運行体系再編の検討	→	→	市、国、県、市民、 運行事業者
	不採算路線への支援	→	→	市、国、県
	利用促進施策の展開	→	→	市、市民
	新たな運賃体系の検討	→	→	市

市民協働に向けて

- 行政、運行事業者、利用者からなる地域公共交通協議会を設立し、利用しやすい公共交通体系の確立と利用者の確保を図るとともに、公共交通沿線の住民が主体となった、路線ごとの利用促進協議会の設立・運営について、運行事業者とともに支援します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
コミュニティバス利用者数	人/年	145,521 (H27)	172,000	218,000	
市内北陸本線駅の1日平均乗車人数	人/日	6,185 (H27)	6,500	6,800	
市内石川線駅の1日平均乗降人数	人/日	1,898 (H27)	2,250	2,600	

4-1-2 円滑な交流を支える道路網の構築

現状・課題

■ 広域道路網は、本市と関東圏、中京圏のほか、能登から加賀や隣県との連携を促進するとともに、北陸自動車道や国道8号の代替機能を満たす幹線道路として、極めて重要な道路網です。

そのため、小松白川連絡道路や加賀海浜道路などの未整備路線の整備に向け、国や県へ継続的に要望していく必要があります。

また、市街地周辺では、幹線道路での交通渋滞の解消に向け、継続的な対策や取り組みが求められています。

■ 本市では、主要幹線道路へのアクセス道路の整備を中心に進めていますが、今後も国道8号などの広域幹線道路へのアクセスの改善のほか、市内における移動の円滑化に向け、地域の連携を促進する道路網の整備や歩行者や自転車の安全対策が強く求められています。

また、冬期間の除排雪体制では、幹線道路や町内の生活道路において、緊急車両の円滑な通行及び歩行者の安全な通行帯の確保を図っており、今後も冬期間の除雪・克雪化体制の強化が求められています。

基本的方向

1. 広域的道路ネットワークの構築

既存道路の機能維持とともに、小松白川連絡道路や加賀海浜道路、金沢外環状道路（海側幹線）本線部などの未整備路線の整備に向け、国や県へ継続的に要望していきます。

また、国道157号の4車線化の整備促進や国道8号の渋滞対策推進についても、国へ継続的に働きかけます。

2. 市内の交通ネットワークの構築

駅や主要なバス停等の交通結節点へのアクセス性の向上を図る道路網の整備を促進するとともに、国道8号などの幹線道路へのアクセスの改善に向け、市街地の道路網の整備を促進します。

また、通学路をはじめとする市内危険箇所での歩道整備や路肩拡幅による歩行者や自転車通行帯（グリーンベルト）の確保の安全対策の実施に努めます。

さらに、通学路及び主要な幹線道路の除雪を優先して行うとともに、生活道路については市民相互の協力による除雪体制づくりに努めます。



国道8号の渋滞



除雪作業

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 広域的道路ネットワークの構築	★ 国道 360 号（小松白川連絡道路）の事業化に向けた調査の促進	→	→	国、県
	★ 加賀海浜道路（加賀海浜産業道路）の整備促進	→	→	県
	★ 金沢外環状道路（海側幹線）の整備促進	→	→	市、県
	★ 国道 157 号（鶴来バイパス）の 4 車線化の整備促進		→	国
	★ 国道 8 号の渋滞対策の推進	→	→	国
2. 市内の道路ネットワークの構築	★ 市内主要幹線道路の整備促進	→	→	市、県
	★ 市街地における都市計画道路網の整備促進	→	→	市、県
	集落間を結ぶ道路の整備促進	→	→	市、県
	除雪体制の充実	→	→	市

市民協働に向けて

- 道路整備計画に関する市民の理解を深めるため、積極的に説明会を開催し、市民からの意見を参考にしながら道路網の再構築に取り組みます。
- 除雪を円滑に実施するに当たり、支障となる路上駐車禁止や支障木等の除去及び身近な道路や自宅周辺等の除雪について、家庭や町内会の連携・協力体制を構築します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
道路（市道）の走りやすさ割合 （2車線以上）	%	35.0 (H27)	37.0	39.0	
市道における歩道設置延長の割合	%	14.1 (H26)	16.0	18.0	
歩道の除雪対象路線延長	km	81.4 (H27)	85.0	90.0	

4-2-1 移住・定住の促進

現状・課題

将来的に日本の総人口の減少が見込まれる中、本市においても人口減少を最小限度にとどめ、均衡ある人口構成を目指すため、特に若年層を中心とした定住促進を図る必要があります。

本市では、これまでに定住促進を図るため、市内での住宅取得や民間賃貸住宅に住む新婚夫婦に対しての支援制度等を行っているほか、市民の除雪の負担を軽減するための、除雪機械等の購入や自宅の屋根に融雪装置を設置する場合に、補助金を交付しています。

今後は、これらの取り組みを広く周知するとともに、定住につながる支援策をさらに進める必要があります。

また、白山ろく地域については、店舗などの生活基盤や働く場などが自宅の近くにない場合が多いことから、定住が進まない状況にあり、その対策が求められています。

本市では、増加傾向にある空き家を利活用して、定住促進や地域活性化を図るため、空き家バンク制度を実施しています。

また、空き家を抱える町内会では、空き家の適正管理や利活用を望む声が多く、地域活性化につながる利活用の支援策が求められています。

基本的方向

1. 定住施策の充実

若年層を中心として、市内での新たな住宅の取得や居住に対する支援を進めるとともに、市内在住者の除雪負担の軽減や関係機関との連携による除雪体制の強化により、定住の促進を図ります。

特に白山ろく地域においては、住宅の取得に対する手厚い支援を継続するほか、白山ろく地域からの高校通学に対する費用負担の軽減など、独自の支援策を行うことで定住の促進を図ります。

また、市外からの移住希望者に向けた本市の情報発信を推進するほか、地域活性化に向けた地域づくりを支える人材の受け入れを支援します。

2. 空き家の利活用の支援

空き家バンクによる空き家の利活用を進めるため、バンク制度の一層の周知等により、登録物件と利用登録者の拡大を図ります。

また、町内会等の意向を踏まえ、空き家を地域の集会施設や交流サロンなどに利活用する際の支援制度について検討します。



移住フェア

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 定住施策の充実	★ 新たな住宅取得への支援	→	→	市
	新たな三世代同居・近居の支援	→	→	市、県
	民間賃貸住宅に住む新婚夫婦への支援	→	→	市
	克雪化の推進	→	→	市
	白山ろく地域からの高校通学への支援	→	→	市
	移住希望者へ向けた PR 等の推進	→	→	市
	地域づくりを支える人の受け入れ支援	→	→	市
2. 空き家の利活用の支援	★ 空き家バンク制度による利活用の促進	→	→	市、市民
	地域住民等による利活用への支援	→	→	市、市民

市民協働に向けて

- 空き家に関するセミナーの開催や広報、パンフレット等を用いた啓発活動を行うことにより、市民の理解と関心を高め、所有者による空き家の適正管理や積極的な利活用を促進するとともに、地域住民等からの提案による空き家活用策を検討します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
定住促進奨励金の利用件数	件/年	358 (H25-27平均)	385	400	
空き家バンク成約件数	件/年	—	8	10	



定住促進パンフレット



市ホームページの移住・定住支援コーナー

4-2-2 安全で快適な魅力ある都市基盤の整備

現状・課題

■ 近年、全国各地でゲリラ豪雨等が発生していますが、その対策として、河川改修や砂防事業の早期完成が重要です。

さらに、市民の生命と財産を守るため、支川流域の浸水被害を未然に防止するとともに、誰もが安心して海岸を利用できるよう、整備を推進する必要があります。

■ 本市では、公園や公共施設緑地等が市全域に配置されています。今後も良好な緑化空間を確保するため、公園・緑地の整備をさらに進めるとともに、市民参加による緑化活動の推進や緑の資源の保全・活用が必要です。

また、「白山市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園の効率的な維持管理及び長寿命化に取り組む必要があります。

■ 本市の水道の大半は地下水源を利用していますが、白山ろく地域では表流水や伏流水を飲料水としており、水道施設の老朽化により、浄化能力の不足や施設の維持管理に支障が生じています。そのため、将来にわたり安定的な水道・下水道事業を推進するため、中長期的な観点から、効率的な施設の整備や維持管理・更新とともに、経営の安定・健全化及び簡易水道の上水道化が求められています。

また、一般廃棄物であるし尿や浄化槽汚泥、下水道汚水を一元的に処理できる施設の整備について、計画的に進める必要があります。

■ インターネットをはじめとする情報通信技術（ICT）は、市民生活に欠かせないものとなっており、特に外国人観光客からは、公衆無線LANの整備が求められています。

一方、白山ろく地域では、光ファイバ網を管理する通信機器類及び収容する建物の老朽化・耐震化などの課題を抱えています。

基本的方向

1. 河川・海岸の整備と保全

誰もが安心して安全に生活ができるよう、国・県に対し、河川・海岸事業の早期整備の実現及び土石災害対策としての砂防事業の促進を要望します。

また、雨水排水路・雨水幹線管渠の整備や調整池の設置、透水性舗装の施工、浸透樹の設置などにより、市街地の浸水対策を推進します。

2. 公園・緑地の整備と緑化の推進

生活に潤いと安心をもたらす緑を創出するため、都市公園や史跡公園を整備するほか、老朽化施設の更新を図り、公共施設の緑化の推進や優れた景観の創出を推進します。

併せて、市民参加による緑化活動の推進を図ります。

3. 水道・下水道の整備と適切な維持管理

老朽化施設の更新、長寿命化を図るため、水道及び下水道に関する更新計画を策定するとともに、計画に基づいた適切な施設更新や維持管理に努めます。

また、少子高齢化や節水型社会に対応した安定的・持続的・健全な企業経営を目指し、施設の集中管理体制の整備や水道・下水道事業の統合化の推進、汚水処理施設共同整備事業の推進や下水道焼却灰の活用、下水道未接続者への接続促進に努めます。

4. 情報通信基盤の整備・充実

観光客が多く集まる交通や観光の要所を中心に公衆無線LANの整備を推進します。

また、白山ろく地域における通信機器類については、できるだけ早期に更新するとともに、通信機器類を収容する建物については、施設数の集約や移転等について検討を進め、ブロードバンド環境の安定したサービスの提供に努めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 河川・海岸の整備と保全	★ 河川・砂防事業等の整備促進	→	→	国、県
	★ 海岸整備の充実	→	→	国
	雨水排水対策の推進	→	→	市
2. 公園・緑地の整備と緑化の推進	★ 都市公園の整備促進	→	→	市、県
	★ 史跡公園の整備	→	→	市
	緑化推進事業の充実	→	→	市、県、市民、事業者
	老朽化施設の更新	→	→	市
3. 水道・下水道の整備と適切な維持管理	更新計画の策定	→	→	市
	★ 施設の集中管理体制の整備	→	→	市
	★ 水道・下水道の統合化の推進	→	→	市
	★ 汚水処理施設共同整備事業の推進	→		市
	下水道焼却灰の建設資材への活用	→	→	市
	★ 下水道未接続世帯への接続促進	→	→	市
4. 情報通信基盤の整備・充実	公衆無線LANの整備	→		市、観光施設
	★ 白山ろく地域の情報通信基盤整備	→		市、あさがおTV

市民協働に向けて

- 花苗の植栽や水やり、除草、市民公園の日常管理への市民参加の機会の充実を図り、潤いのある快適なまちづくりへの参加意識や気運を高めます。
- 下水道への接続促進に向け、市民との対話の機会を設けます。また、節水意識の高揚のための啓発活動を展開します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市民一人当たりの都市公園の敷地面積	m ² /人	10.6 (H27)	11.9	11.9	
下水道接続（水洗化）率	%	95.0 (H27)	97.0	98.0	
公衆無線LAN整備数	箇所	5 (H27)	21	21	

4-2-3 魅力ある計画的なまちづくりの推進

現状・課題

本市では、平成24年度に松任・美川・鶴来地域を「白山都市計画区域」として統一したほか、長期未着手となっている都市計画施設の計画見直しなども並行して進めてきました。

今後は、郊外部への無秩序な開発を抑制しつつ、中心市街地へ都市機能などを誘導することにより、人口減少時代においても効率的な都市経営が可能となるコンパクトなまちづくりへの転換が求められています。

また、土地取引の円滑化や土地境界トラブルの防止などに向け、地籍の明確化を推進する必要があります。

松任・美川・鶴来地域に中心市街地が形成されていましたが、大型商業施設の郊外立地などの商業環境の変化や経営者の高齢化、後継者不足に伴い、商店街の衰退・空洞化が深刻化しており、商店街を核とした中心市街地の再興が求められています。

本市には、霊峰白山から手取川扇状地を経て、日本海につながる美しい自然景観や、各地域の歴史・伝統・文化に培われた特徴ある街並み景観があります。

今後、市民・事業者・行政の協働による景観づくりを展開し、美しく魅力あふれる景観を守り、育て、創り、後世に引き継いでいくことが大切です。

また、市営住宅については「白山市営住宅基本計画」に基づき、改修・整備を行っているほか、地域の実情に応じた住宅再編を進めており、今後は、適切な維持管理による長寿命化が必要となっています。

このほか市内には、耐震強度が不足している住宅が数多くあり、地震により倒壊の恐れがある住宅については、建替えや耐震改修を促進し、安全性を確保する必要があります。

基本的方向

1. 計画的な土地利用の推進

既成市街地周辺の市街化動向を見据えながら、都市計画の見直しや土地区画整理事業等を進め、既存ストックの有効活用と優良な宅地供給を推進し、計画的に市街地の形成を図ります。

また、まちづくり開発制度の活用を促進し、土地の有効活用と集落の活力維持を図ります。

なお、地籍調査事業は、国庫補助事業費の拡充を国へ要望するとともに、今後も住宅地を優先して調査し、地籍の明確化に努めます。

2. 中心市街地の魅力向上

中心市街地においては、地域の歴史、観光資源等を活かした整備を促進するとともに、良好な居住環境の保全・充実に努めます。

また、楽しみながら「まち歩き」ができる環境を整備し、来訪者をまちなかへ誘導するほか、郊外からのアクセス性の向上を図ります。

3. 住環境の充実

市街地における良好な景観の形成に向け、適正な土地利用を進めるとともに、地区計画やまちづくり協定等による市民主体のルールづくりに取り組みます。

また、歴史・伝統・文化を背景に守り育てられた地区や、新たな街並み景観づくりに取り組む地区に対し、保全・活用に向けた支援を行い、良好な街並み景観の形成を図ります。

市営住宅については、社会情勢の変化や市の財政状況等を踏まえながら、「白山市営住宅基本計画」の見直しを進め、良質な住環境の確保と適切な施設の維持管理に努めます。

また、市民の生命・財産を守るため、耐震化に関する啓発及び知識の普及に努め、住宅の耐震化率の更なる向上を目指します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 計画的な土地利用の推進	★都市計画の見直し	→		市、市民
	★土地区画整理事業の促進	→	→	市、県、市民
	まちづくり開発制度の活用促進	→	→	市、市民
	地籍調査事業の推進	→	→	市
2. 中心市街地の魅力向上	★まちなかへ誘導する魅力の整備	→	→	市、市民
	★既存商店街の活性化	→	→	市、市民
3. 住環境の充実	地区計画制度・景観まちづくり制度の適用推進	→	→	市、市民
	市営住宅の再編	→	→	市
	市営住宅の適切な維持管理の推進	→	→	市
	各種融資・助成制度の周知	→	→	市
	耐震診断・耐震改修の促進	→	→	市、市民、事業者

市民協働に向けて

- まちづくり開発制度や地区計画制度、まちづくり協定の活用により、地域の自発的なまちづくり活動への支援やまちづくりの参画機会の創出等に努めます。
- 地元協議会と連携を取りながら、地域ごとに特徴のある景観の保全を図ります。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市街化区域内の人口	人	81,200 (H22)	82,000	82,000	
空き店舗の活用	件	2 (H27)	5	10	
市営住宅の管理戸数	戸	638 (H28)	604	592	
住宅の耐震化率	%	78.1 (H25)	90.0	95.0	

4-3-1 災害に備えた対策

現状・課題

■ 本市は、白山から日本海まで県内最大の市域を有し、水害や土砂災害、雪害など様々な災害が想定されることから、「地域防災計画」及び「白山火山防災計画」を策定し、防災対策を進めています。また、災害時の職員の行動を示した各種マニュアル作成により、有事の際に迅速に対応できる体制を整備しているほか、大規模な災害時に備えた協定の締結や協力体制の整備に取り組んでいます。

今後は、行政と市民が一体となり、災害時に的確に対応できるよう、より実践的なマニュアルの作成や防災訓練等を実施する必要があります。

また、災害発生時に円滑な避難を行うため、各種ハザードマップを作成しており、今後は、これらを適宜見直すとともに、危険箇所区域の市民への周知の徹底を図ることが重要です。

■ 武力攻撃事態等において、市民を的確かつ迅速に保護するため、本市では平成19年1月に「白山市国民保護計画」を策定しました。

今後、武力攻撃事態や大規模テロ等の有事に備え、実践的なマニュアルの整備のほか、情報伝達や各関係機関との連携など、的確な対応が取れる体制の整備が必要です。

■ 災害を未然に防ぎ、災害が発生した場合の被害を低減するため、ライフラインや各種施設の防災機能の強化及び効率的な維持管理が必要です。また、河川改修や土砂災害、雪害防止対策等のハード面の整備について、引き続き国・県に対して事業の進捗を要望していく必要があります。

基本的方向

1. 防災対策の充実

白山を含む防災対策については、災害対策基本法等に位置づけられた「地域防災計画」に基づき、防災マニュアル等の充実に努めます。特に白山は「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として位置づけられたことから、白山における防災対策の強化に努めます。

また、避難所の開設・運営や災害復旧における自治体間及び民間事業者との相互協定、災害ボランティア等の受援体制を明確化し、災害時の対策強化に取り組んでいきます。

さらに、各種災害に備え、防災行政無線、白山市メール、フェイスブック等の様々な情報伝達手段を利用し、市民に対し、迅速かつ正確な情報発信の充実に努めます。

2. 国民保護に関する対応の強化

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等に基づき、外部からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、迅速・的確な国民保護措置に努めます。

3. ライフライン等の確保

災害時の被害の低減を図るため、上下水道、道路、公園、河川、砂防、海岸等の施設は、関係機関と連携を図りながら、想定される災害に対して十分な耐震機能を維持するよう努めるとともに、定期的な点検や計画的な維持管理・補修などの長寿命化対策を推進します。

また、災害時において、交通の寸断などにより白山ろく地域における集落が孤立しないよう、国道157号の強靱化を進めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 防災対策の充実	★ 地域防災計画の充実	→	→	市
	各種災害に備えた防災体制の強化	→	→	市
	災害対応等マニュアルの充実	→	→	市
	災害時受援体制の強化	→	→	市
	災害に備えた情報伝達手段の充実	→	→	市
2. 国民保護に関する対応の強化	国民保護計画に基づく武力攻撃等への対策	→	→	市、国、県
3. ライフライン等の確保	★ 橋梁等の耐震化事業の促進	→	→	市、国、県
	★ 上下水道施設の耐震化推進	→	→	市
	国道 157 号の強靱化対応	→	→	県

市民協働に向けて

- 国や県及び関係機関と連携し総合的な治水対策等の防災対策に取り組み、災害に関するイベントや研修会を開催するなど、市民の防災意識の高揚を目指します。
- 各種イベントでの周知、説明会の開催や広報、パンフレット等を用いた啓発活動を行うことにより、防災に対する市民の理解と関心を高め、自分の命は自分で守る「自助」の意識を高めていきます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
災害時協力事業者登録業者数	社	35 (H27)	45	55	
白山市メール配信サービス登録者数	人	4,090 (H27)	6,600	9,000	



橋梁の長寿命化対策

4-3-2 地域防災力の強化

現状・課題

■ 阪神・淡路大震災の教訓から、自助、共助の重要性が認識され、町内会を中心とした自主防災組織の結成を促しています。

今後は、各種防災マニュアルを活用しながら、地域・地区単位の自主防災組織の結成率100%に向けた啓発や組織結成への支援を推進する必要があります。

また、防災訓練については、定期的な実施に加え、災害を想定した実践的な訓練、災害時協力事業者と連携した訓練等を取り入れるなど、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。

さらに、地域の防災活動を支援する防災士については、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営の重要性を踏まえ、女性防災士の育成が求められています。

一方、防災士の資格を活かせる場が少なく、市民の認知度も低いことから、自主防災組織とともに、地域に根ざした活動に関わることでできる機会の創出が必要です。

■ 二次避難施設については、場所、規模、輸送手段、耐震化状況等の観点から、災害時に機能するか検証する必要があります。さらに、本庁舎が機能不全に陥った場合に備え、本庁舎周辺に防災拠点の整備が必要です。

また、市民及び一時滞在者の二次避難施設への円滑な避難に向け、計画的に標識看板を整備する必要があります。

さらに、防災資機材の備蓄については、支所、市民サービスセンター、学校等に非常食を保管しているほか、家庭用防災用品の購入支援も行っています。

しかし、災害時には備蓄品の配付が困難なことから、今後は集会所等にも配備する必要があります。

基本的方向

1. 地域防災体制の充実

地域防災力向上に向け、地域・地区単位の自主防災組織の結成に向けた啓発等に取り組むとともに、町内会や自主防災組織に対して、消火栓の取り扱いなど、より実践的な防災訓練等の積極的な支援に努めます。

また、女性防災士等の増員など、幅広い防災士の人材育成を図るとともに、白山市防災士会及び町内会と連携し、地域防災力の充実に努めます。

2. 防災施設や防災資機材の整備・充実

市内の二次避難施設の備蓄品の配備に取り組むとともに、国の方針に基づいた統一看板を整備します。

また、孤立する恐れのある町内会については、一次避難場所となる集会所等への備蓄品の配備を推進します。

さらに、大規模災害時において本庁舎が機能不全に陥った場合に備え、本庁舎周辺に防災備蓄庫を備えた防災拠点の整備を検討します。

なお、防災施設及び災害対策における河川改修等の整備については、地元住民や関係機関と連携・調整し、引き続き国・県に対して事業の推進を要望します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域防災体制の充実	★ 自主防災組織体制の強化	→	→	市民
	地域防災訓練への支援	→	→	市、市民
	防災士の育成強化	→	→	市、県
2. 防災施設や防災資機材の整備・充実	★ 防災拠点の整備		→	市
	★ 災害備蓄品の充実	→	→	市
	避難所機能の充実	→	→	市

市民協働に向けて

- 地域防災体制の充実を図るため、各種イベントでの周知や広報、パンフレット等を用いた啓発活動を行うとともに、防災士の育成を図り、関係団体等に対し女性防災士の確保を呼びかけます。
- 自主防災組織の存続及び防災士等の育成のための環境を整備し、地域住民、関係機関、行政が一体となった地域防災力の強化に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
地区自主防災組織結成への支援	地区/年	5 (H27)	14	28	
女性防災士の数	人	31 (H27)	75	89	
二次避難施設への防災備蓄品の配備	施設	2 (H27)	40	89	



災害備蓄品



地域防災訓練

4-3-3 消防体制の充実

現状・課題

- 本市の消防組織は、広域事務組合が行う常備消防と、市内の2消防団22分団からなる非常備消防が中心となっています。

地域での消防活動は、消防団が中心となり、火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置、普及促進等の予防活動や町内会に対する初期消火の重要性を啓発しています。

今後は、イベント等の内容や方法を見直し、効果的な周知・啓発が必要です。

また、住宅用火災警報器については、普及促進をはじめ、定期的な動作確認や適切な維持管理について、広報等による啓発の強化を図る必要があります。

- 本市では、火災件数及び焼死者数に減少はないものの、住宅用火災警報器の設置等に伴い、大事に至らない件数が増加し、一定の効果が得られています。

今後も防火防災思想の普及徹底と火災による焼死者の減少に向けた取り組みが求められます。

また、救急出動件数については、毎年増え続けており、今後の高齢化等に伴いさらに増加することが予想されます。増加する救急出動に対しては、平等に高度な救命処置を提供できる体制づくりと人材育成が重要となっています。

- 本市では、消防団員の高齢化や新入団員の減少等により、団員の確保が困難になりつつあります。

消防団員は、地域防災活動の中核を担う存在であることから、適正な団員数を確保し、消防団組織の存続、充実を図る必要があります。

また、消防団の資機材については、消防車両や格納庫の計画的な更新、安全装備品の充実が必要となっています。

基本的方向

1. 火災予防活動の充実

火災の未然防止に向け、巡回広報やイベント等による啓発とともに、住宅用火災警報器の普及促進等の予防活動に努めます。

また、自主消防活動への支援や初期消火活動の指導を実施します。

2. 常備消防の充実

火災による焼死者数の減少に向け、市民、事業所等に対する防火指導、一般家庭への防火訪問などにより、防火思想の普及徹底を図るとともに、消防施設の機能強化を図ります。

また、高齢化等による救急要請の増大に対し、平等に高度な救命措置を提供できるよう、引き続き救急救命士の養成・技能向上に努めます。

さらに、病院前救護の観点から、救命講習会等を通じて、救急技術の普及を図り、市民による応急処置の拡充に努めます。

3. 消防団の強化

消防団員の確保に向けた啓発活動を推進するとともに、操法大会をはじめとする様々な訓練等を通して、団員の資質向上に努め、消防団の強化を図ります。

また、消防団員活動の向上を図るため、各種装備品の充実に努めるとともに、消防車両等の整備を計画的に推進します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 火災予防活動の充実	巡回広報やイベント等による火災予防活動	→	→	市、広域消防本部
	住宅用火災警報器の普及促進	→	→	市、広域消防本部
2. 常備消防の充実	防火防災思想の普及徹底	→	→	広域消防本部
	火災による焼死者数の減少化	→	→	広域消防本部
	★ 高齢化社会に伴い増大する救急要請への対応の強化	→	→	市民、広域消防本部
	消防施設の機能強化	→	→	広域消防本部
3. 消防団の強化	消防団員の確保	→	→	市
	消防団員の装備品の充実	→	→	市
	消防車両等の整備推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 救急隊が到着するまでに、積極的に応急手当を施すバイスタンダー^{*}を広く育成するため、年間2,500人程度の受講者を目標に救命講習を継続して開催します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度(H33)	2026年度(H38)	
消防団員の確保	人	539 (H27)	560	593	団員定員数
バイスタンダー [*] の育成	人	41,667 (H27)	55,500	68,000	累計

^{*}バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者・同伴者等）



市民を対象とした救命講習会



消防訓練大会

4-4-1 交通安全の推進

現状・課題

本市では平成17年以降、交通事故発生件数や負傷者数は年々減少してきましたが、死者数は増減を繰り返しており、減少傾向が定着化していません。

これらの現状を踏まえ、道路交通環境の整備など交通安全確保のための総合的な対策が必要です。

また、近年、高齢者が関係する交通事故の割合が増加傾向にあり、今後、高齢者人口や高齢運転免許保有者が増加することからも、高齢運転者が交通事故の加害者となることを防止するための取り組みや対策の強化が課題です。

さらに、子どもの安全を確保する観点から、幼児の段階から心身の発達過程に応じた交通安全教育を推進する必要があります。

これまでの交通安全対策は、車中心の対策であり、歩行者、自転車の視点からの道路整備及び歩道整備については、十分とはいえない状況にあります。

このような状況を踏まえ、歩行者、自転車優先の考えのもと、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等における歩道を整備するなど、安全・安心な歩行者の歩行空間及び自転車の走行空間を確保することが交通安全対策上重要となっています。

基本的方向

1. 交通安全思想の普及徹底

悲惨な交通事故を根絶するためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通事故防止を自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、市民への交通事故発生状況等の情報を積極的に提供し、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するとともに、市民主体の意識の醸成を図ります。

また、子ども、高齢者、障害者等の安全確保をはじめ、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、交通安全意識の向上を図るとともに、地域ぐるみの交通安全対策を推進します。

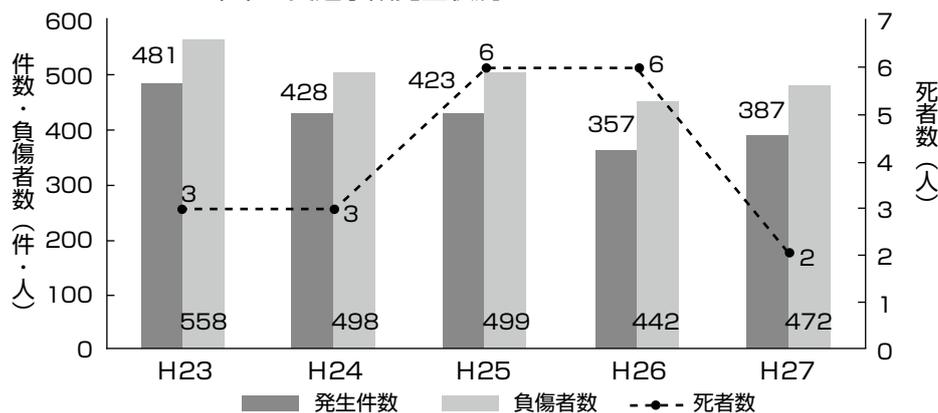
2. 道路交通環境の整備

子ども、高齢者、障害者等を交通事故から守り、安全かつ安心して外出できる交通社会を形成するため、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備を図り、交通実態を踏まえたきめ細かな交通安全対策を推進します。

また、自転車通行の多い道路では、自動車と自転車、歩行者空間の分離を推進します。

さらに、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、幹線道路及び生活道路の安全確保を図ります。

本市の交通事故発生状況（資料：石川県警察本部）



施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 交通安全思想の普及徹底	幼児・児童生徒・高齢者等への交通安全教育の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
	自転車利用者への交通安全教育の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
	交通安全運動の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
	交通安全広報啓発活動の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
2. 道路交通環境の整備	人優先の安全・安心な歩行空間の確保	→	→	市
	自転車走行空間の確保	→	→	市、県
	交通安全に配慮した道路交通環境の整備	→	→	市、国、県、警察

市民協働に向けて

- 地域や警察、交通安全団体と連携を図り、市民による交通安全運動を展開し、交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
高齢者運転免許証自主返納支援 件数	件/年	133 (H27)	330	350	
自転車ヘルメット購入助成件数	件/年	1,427 (H27)	2,100	2,500	



安全・安心な歩行空間

4-4-2 防犯体制の強化

現状・課題

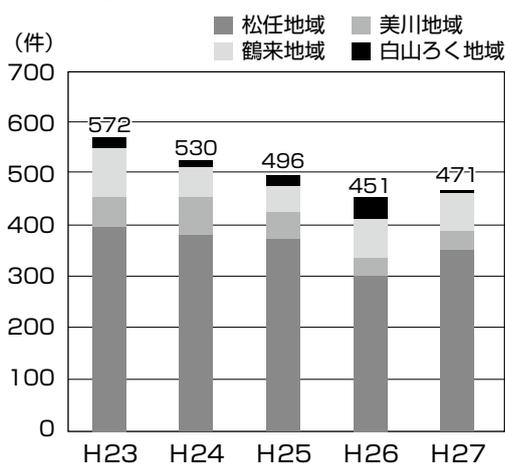
■ 本市の犯罪発生件数は、平成17年以降、減少傾向にあります。

しかし、近年の社会情勢が変化している中、殺人・死体遺棄事件をはじめとする凶悪犯罪のほか、住宅地における窃盗事案や駐車場における車上狙い事案等、市民の生活を脅かす犯罪が発生しています。

また、振り込め詐欺などの新たな手法の特殊詐欺や路上での声掛け事案をはじめ、特に、高齢者や子どもが被害対象となる事案については、相談や情報等が寄せられています。

今後、市民一人ひとりのライフスタイルや意識の変化などから、地域での関係が希薄化し、地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、地域住民の連帯感を維持し、地域における防犯力を向上する必要があります。

本市の犯罪発生状況（資料：石川県警察本部）



基本的方向

1. 安全な地域環境の整備・啓発

市民が安全で安心して快適に生活できる地域社会を形成するため、「人づくり」、「まちづくり」及び「連携体制づくり」という3つの視点から各種対策を推進するとともに、犯罪の未然防止のため、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、身近なことから防犯対策を実践するよう、広報活動や街頭キャンペーンなどにより意識啓発を図ります。

また、石川県防犯ボランティアリーダー養成講座等への参加を促進し、地域の防犯活動の担い手づくりを推進します。

このほか、警察、白山市防犯協会、町内会等関係団体及び学校等との連携・支援を強化し、地域の防犯力の向上を図ります。

そのため、青色防犯パトロール活動及び防犯ボランティア団体や地域住民による自主的な防犯活動を支援するとともに、タイムリーな情報提供と広報活動などの充実を図ります。

防犯施設の整備については、「白山市安全・安心まちづくり推進事業」として、市内通学路に防犯カメラを整備し、現在、市民の協力により行われている見守り活動を補完することで、より一層の安全・安心を確保します。

また、白山市防犯協会が展開する「一戸一灯運動」を推進し、夜間の照度を確保することで市民の不安感の解消に努めます。

(単位：件)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
松任地域	395	384	378	308	353
美川地域	61	71	45	34	40
鶴来地域	95	62	58	69	74
山ろく地域	21	13	15	40	4
白山市全体	572	530	496	451	471

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 安全な地域環境の整備・啓発	防犯知識の普及・啓発による防犯意識の向上	→	→	市、警察、防犯協会
	地域における防犯活動の推進	→	→	市、警察、防犯協会
	防犯施設の整備	→	→	市

市民協働に向けて

- 広報活動や街頭キャンペーンなど、防犯意識を啓発する機会を提供するほか、石川県防犯ボランティアリーダー養成講座等への参加を呼びかけます。
- 防犯ボランティア団体や地域住民による自主的な防犯活動を支援します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
防犯カメラの設置数	箇所	8 (H28)	15	20	



防犯ボランティアリーダー養成講座

4-4-3 暮らしの安全確保

現状・課題

本市では、市民の消費生活を守るため、平成21年11月に消費生活センターを開設し、市民の消費者被害・トラブルの相談の受付、あっせん、解決を行うほか、消費者被害・トラブルの未然防止を図るため、まちかど市民講座や講演会などの啓発活動を行っています。

しかし、近年、消費者を取り巻く状況は多様化、複雑化しており、特に高齢者を標的とした悪質商法の増加が顕著となっています。

また、スマートフォンやインターネット通販などの急速な普及に伴い、インターネット関連の消費トラブルも年齢を問わず急増しています。

これら多様化、複雑化する消費者被害・トラブルに対する相談体制の充実や対応の質の向上が求められています。

特に、高齢者や若者への啓発活動を行うほか、関連団体との連携強化や情報の共有が必要です。

基本的方向

1. 消費者の安全・安心の確保

消費生活センターの機能の充実を図るとともに、関係機関との連携により、相談体制の強化及び情報の共有化を推進します。

また、消費生活出前講座の開催などに加え、白山市民生委員児童委員等との連携による高齢者世帯の見回りや、消費者教育に接する機会が少ない方も対象とした消費生活センター寄席などの周知啓発イベントを実施するなど、消費者教育に取り組むとともに、消費生活情報の提供を行い、啓発活動を推進します。

さらに、平成27年度に消費者庁が開設した「消費者ホットライン188」の周知啓発に努め、潜在する消費者被害・トラブルの解決を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 消費者の安全・安心の確保	消費生活相談体制の充実	→	→	市
	消費者教育・啓発の推進	→	→	市、市民

市民協働に向けて

- 市民により構成された消費生活サポーターの活動支援を行い、草の根レベルでの消費啓発活動を推進します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度(H33)	2026年度(H38)	
消費生活相談件数	件	433 (H27)	500	600	相談しやすい環境をつくり課題の顕在化を目指す